

[事案 2024-28] 損害賠償請求

・令和 7 年 1 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の高圧的な対応を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 1 月に、契約者を配偶者、被保険者を自分として契約した終身保険について、平成 28 年 10 月に、保険料振替口座は配偶者の預金口座のまま契約者を自分に変更し、令和 3 年 7 月に一部見直ししたが、以下等の理由により、精神的被害を被ったため損害賠償してほしい。

- (1) 契約者変更の際、担当者から、保険料が配偶者の口座から引き落としになっていることが贈与にあたるため、早く振替口座を変更するようにと高圧的に言われた。
- (2) 一部見直し時に、担当者から、保険料の引き落としが間に合わないと自動解約になると強調されたため、急遽仕事を休んで入金した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者と保険料振替口座の名義人が異なる場合、贈与税の問題が生じる可能性があることを指摘し、契約者名義の口座の指定を勧めることは、トラブル防止のために適切な行為である。
- (2) 担当者が、契約者に対して、保険料の引き落としができるようにお金を用意しておくことをお願いするのは適切な行為あり、何ら非難されるべきものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本件に関する経緯等を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。